

2025 年 8 月トピック

従業員福祉基金への拠出金および追加拠出金の支払い開始の延期

2025 年 8 月 26 日、内閣は労働省から提出された提案を承認し、従業員福祉基金拠出金の徴収に関する勅令(仏暦 2567 年)に定められた拠出金および追加拠出金の徴収開始日をさらに延期することを決定した。新たな開始日は、従来の 2025 年 10 月 1 日から 1 年延期され、2026 年 10 月 1 日に変更となった。

また、従業員福祉基金の拠出率を定める大臣規則 仏暦 2567 年(2024 年)および従業員の退職または死亡時における福祉の給付に関する基準および方法を定める大臣規則 仏暦 2567 年(2024 年)の施行も、2025 年 10 月 1 日から 2026 年 10 月 1 日へと延期された。

拠出金および追加拠出金の率に変更はない。最初の 5 年間(2026 年 10 月 1 日～2031 年 9 月 30 日)は、労働者および使用者の双方が賃金の 0.25%を拠出することとされ、2031 年 10 月 1 日以降、この拠出率は賃金の 0.50%に引き上げられる。それ以外の拠出金の徴収に関する基準はすべて従前通りとする

上記改定は、従業員福祉基金委員会によって承認された。

当該改定案は、さまざまな要因によって生じているタイ国内の経済的不安定状況に対応することを目的としている。その結果として、影響を受けた事業所は激化する競争環境への対応を迫られ、労働者および使用者の双方に直接的な影響が及んでいる。したがって、雇用の維持および労使双方の経済的負担の軽減を図るため、拠出金および追加拠出金の徴収開始を延期することが適当であると判断された。